

南あわじ市指名競争入札共通事項（直接入札の場合）

【入札に参加する者に必要な資格】

- 1 入札参加資格者名簿に登載されていること。
- 2 入札資格制限基準に基づく資格制限期間中の者でないこと。
- 3 指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 4 建設工事の入札参加者は、建設業法の規定に基づく営業停止処分期間中の者でないこと。
- 5 建設工事の入札参加者は、契約締結予定日において有効な建設業法の規定による総合評定値通知書を有していること。

【入札の無効】

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

【入札に関する条件】

1 入札に関する条件

- (1) 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (4) 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印（本社・本店の場合は、代表者、支店・営業所の場合は、支店長・営業所長の記名及び押印）があり、これらと入札内容が不明でないこと。
- (6) 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときはこの限りでない。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。また、入札書の記載事項に誤字、脱字等のことなく入札内容が不明でないこと。
- (8) 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。
- (9) 内訳書提出が有の場合、第1回目の入札金額の内訳書（必要な項目すべてについて記載のあること。）を、入札書と別に封入し、提出すること。また、「入札金額の内訳書の取扱いについて」6. 入札を無効とする基準に該当しないこと。
- (10) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正が容易な筆記具により入札書の記載がなされていないこと。
- (11) 一つの封筒に複数案件の入札書が同封されていないこと。

2 再度の入札に参加できる者

再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

- (1) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格又は調査最低制限価格を設けたときは、初度の入札において当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）
- (2) 初度の入札において上記1入札に関する条件(1)から(11)までの条件に違反し無効となった入札者のうち(1)、(3)、(4)及び(9)に違反し無効となったもの以外の者

3 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 契約規則第12条の規定に該当する入札。
- (2) 上記1入札に関する条件に違反した入札。
- (3) 入札者が1人の場合においてその者がした入札（別に定めがある場合を除く。）。
- (4) その他入札通知のほかにも定めた無効とする入札に該当する入札。

【入札に際しての注意事項】

- 1 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも市民の信頼を失うことのないよう努めること。
- 2 不正、その他の理由により、競争の実益がないと認めるときは、入札を取り消すことがあり、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。
- 3 入札金額はアラビア数字を用いて記載すること。
- 4 提出された入札金額の内訳書の内容等について入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。
- 5 建設工事にあつては、建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。
なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず、同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。
- 6 入札書は、入札に付する事項ごとに作成して、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、あて名及び工事（業務）名称に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。
- 7 入札通知書に示す日時及び場所で、入札執行職員の指示に従って、入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。
- 8 入札書（封書）を入札箱に投入した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- 9 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。
- 10 入札者が同一の事項について2人以上参加していること。ただし、別に定めがある場合を除く。

【落札者の決定方法】

- 1 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- 2 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 南あわじ市低入札価格調査制度取扱要領に規定する調査基準価格を設けた場合は、次のとおり取り扱う。
 - (1) 有効な入札をした者の入札金額が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上であった場合、落札者とする。
 - (2) 有効な入札をした者の入札金額が調査基準価格未満であった場合、落札者の決定を保留して入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかを審査したうえで、落札者とする。ただし審査の結果、当該入札者がその価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、最低価格者を落札者としなないことがある。
- 4 落札者又は低入札価格の調査対象者（以下「落札者等」という。）となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者がくじを引くことにより落札者等を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。なお、落札者等となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者等を決定する。

【議会の議決】

予定価格が1億5千万円以上の工事又は製造の請負契約、予定価格が2千万円以上の財産の取得（動産の買入れ等）の契約については、落札決定の日（落札決定の日と落札決定通知の日が異なる場合は落札決定通知の日。以下同じ。）から7日（南あわじ市の休日（平成17年南あわじ市条例第10号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

【契約の締結】

- 1 落札者は、落札決定の日から7日（市の休日を除く。）以内に契約書を提出すること。
- 2 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は市から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。
- 3 契約金額が200万円を超える場合には、落札者が暴力団等でないことについての誓約書を契約の締結前に提出すること。

【契約保証金】

- 1 落札者は、契約金額が200万円以上の場合、契約（議会の議決に付すべき契約については、本契約）締結までに、契約金額の10分の1以上の次に掲げる契約保証の一つを付さなければならない。ただし、契約金額が200万円未満の場合であっても、必要と判断する場合は契約保証金を付するものとする。また、単価契約を締結する場合の契約保証金の額は、その都度契約担当者が判断するものとする。なお、南あわじ市契約規則第27条の規定により、全部又は一部を免除することがある。
 - (1) 契約保証金の納付。
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。
 - (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証。
 - (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。
 - (5) 市を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。なお、当該保険証券を市に寄託しなければならない。

【前金払】

- 1 契約金額が200万円未満のものについては、前金払を行わない。なお、入札通知書で前金払が有の場合、前払金制度を適用することがある。
- 2 契約金額が1件200万円以上の工事等で保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、契約金額の10分の4（設計、調査、測量及び機械類の製造については、10分の3）以内で前金払を行う。ただし、工期が2箇年度以上にわたる建設工事請負契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の4以内の前金払を行う。
- 3 中間前金払と部分払の選択該当工事（契約金額が200万円以上かつ工期が90日以上）の落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか、部分払を受けるかを選択すること（契約締結後、この選択を変更することは認めない）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることができない。また、入札通知書に中間前金払と部分払の選択を定めている場合、契約金額が200万円未満の場合でも、中間前金払制度を適用することができる。
- 4 中間前金払と部分払の選択該当工事について中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から以下の要件をすべて満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、契約金額の10分の2以内の前金払を行う。ただし、工期が2箇年度以上にわたる建設工事請負契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の2以内の前金払を行う。
 - (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

【その他】

- 1 建設工事請負契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内（工期が1箇月に満たない場合は、契約締結後速やかに）に、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。ただし、契約金額が100万円未満のときは、当該収納書の提出を省略することができる。
- 2 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置す

ること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。

3 入札の回数は2回までとする。